

## 第2回札幌市災害時物資供給検討会

令和5年（2023年）12月6日（水曜日）15時～  
TKP札幌駅カンファレンスセンター3階 ホール3B

1

1. 第1回検討会の振り返り
2. 物資供給体制とフェーズの考え方
3. 防災備蓄倉庫整備方針の検討全体像
4. 既存備蓄物資の質的・量的評価の実施による、  
備蓄物資スペース新規需要の把握
5. 防災備蓄倉庫の規模需要を満たす  
土地・建物状況の把握
6. 物資供給マニュアルの構成案

2

# 1. 第1回検討会の振り返り

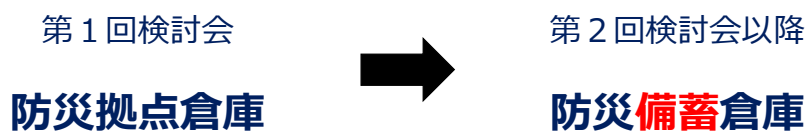
3

1. 第1回検討会の振り返り

## 振り返りに先立って

### 用語の再定義

- 現在、札幌市の備蓄物資を保管する倉庫は「**防災拠点倉庫**」という名称
- 一方、災害時、協定事業者の調達物資や国の救援物資等を受け入れる「**地域内輸送拠点**」（札幌ドーム、つどーむ、農試公園ツインキャップ）と名称が似ており、混同する可能性がある。
- よって、今後の検討会では、混乱防止の観点から、「**防災拠点倉庫**」を「**防災備蓄倉庫**」に呼称変更する。



4

## (1) 防災備蓄倉庫に関すること

### 主な意見

- 多層階倉庫であっても、水が引かず倉庫に行けない場合もある。新たな条件例を足していくことが必要
- 現在の倉庫は物置の状態。民間のレンタル倉庫を活用するなどすぐに整理したほうがよい
- 札幌市が被災地となった場合、札幌市内の倉庫からは物資が届けられないのではないかと

- 防災備蓄倉庫の条件例は、今後実施予定の調査にも加えていく
- 防災備蓄倉庫は札幌市外も含めて検討していく

5

## (2) 輸送に関すること

### 主な意見

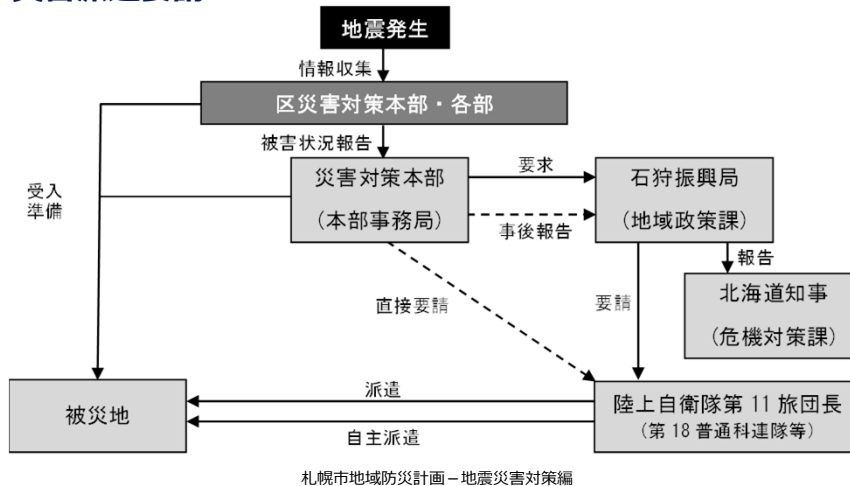
- 民間事業者は自社のリソース、社員の状況、施設や設備の確認が最優先輸送する条件が整っていないこともあるので、災害発生から24時間は自衛隊に協力してもらうのが良いのではないかと
- 緊急通行車両等の登録制度についても検討が必要。一方台数を多くすると、目的外の使用も増える恐れがある
- 過去の災害で物資の種類や荷姿、輸送先等の情報が入らず混乱した

- 自衛隊への災害派遣要請について → 7ページ
- 緊急通行車両等について → 9ページ

6

## 自衛隊への災害派遣要請について

### 災害派遣要請



• 都道府県知事等は、市町村及び都道府県の災害対応能力を活用しても対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防災大臣等に要請することができる

• 防衛大臣等は、要請があり、**事態やむを得ないと認める場合**には、部隊等を救援のため派遣することができる

(自衛隊法)

7

## 自衛隊への災害派遣要請について

### 災害派遣の実施に際しての要件

事態やむを得ないと認める場合 → **三要件**を総合的に勘案して判断される

- **公共性**  
公共の秩序を維持する観点において妥当性があること
- **緊急性**  
状況からみて差し迫った必要性があること
- **非代替性**  
自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと

「防衛省防災業務計画」第三 災害時における措置 - 7 災害派遣の実施

人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする

8

## 緊急通行車両等について (参考資料2 参照)

### 災害時における交通の規制等 (災害対策基本法)

都道府県公安委員会は、災害が発生又は発生しようとしている場合に、災害応急対策等を迅速・円滑に実施するため、公安委員会の権限により、道路の区間又は区域を指定して、緊急通行車両等以外の一般車両の通行を禁止又は制限する場合がある

#### これまで

- 緊急通行車両等の事前届出
- 災害発生時、緊急交通路を指定した場合のみ、緊急通行車両等の確認証明書・標章を交付

#### 令和5年9月1日～

- 災害発生前においても、緊急通行車両等に係る確認を行い、証明書・標章を交付

北海道警察 : [https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/koutuu/kinkyu\\_tuukousyaryou/kinkyu\\_tuukousyaryou.html](https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/koutuu/kinkyu_tuukousyaryou/kinkyu_tuukousyaryou.html)



## (3) 小売に関すること - 優先事項・情報 -

### 主な意見

- 小売事業者は地域の安全安心のために、店を開けることが最優先  
たとえ完全な形での営業再開とならなくても一刻も早い再開を目指している
- 物資供給の要請がどこから、どのような形で来るのか、わかりづらい。マニュアルでは民間事業者への依頼の仕方や対応が明確になっているとよい
- 札幌市が各社に同等のものを同時発注すると、無駄が生じる。必要量を把握したうえで事業者へ依頼するという流れの整理が必要
- 災害時は通信が繋がらないことがある。通信手段を見直した方がよい

➤ フェーズ別の対応やマニュアルの検討で整理していく

## (3) 小売に関すること – 物資の状況等 –

### 主な意見

- 物流センターに在庫は基本的でない
- 避難所に置いてあるものについて店舗にも質問があった。情報が伝わる仕組みを作してほしい
- 市が備蓄で準備しているものがどのくらいあり、民間事業者からの供給はどのくらい必要なのか。どのくらいまでの期間に必要な量を想定すればよいのか

#### ➤ 避難所に配置している備蓄物資

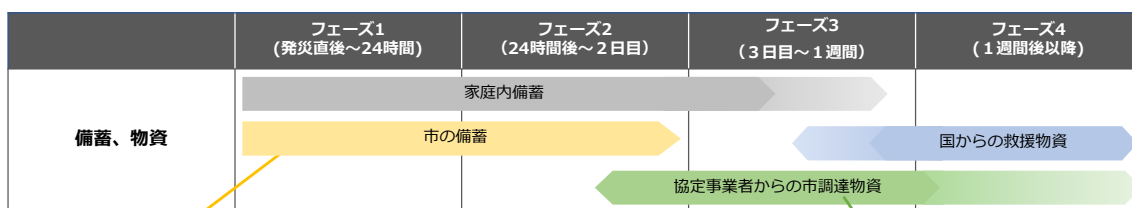
：参考資料3「備蓄物資配置数（基幹避難所1か所あたり）」

札幌市：[https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/saigaibitiku/saigaiyoubitiku\\_index.html](https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/saigaibitiku/saigaiyoubitiku_index.html)



#### ➤ 備蓄、物資の想定：12ページ

## 備蓄、物資の想定



#### 【食糧】 \*整備中

アルファ化米	309,000食 (一人3食分)
ビスケット類	114,000食 (一人1食分)
粥	81,000食 (一人1食分)
レトルト食品 (副菜、ゼリー飲料)	81,000食 (一人1食分)

#### 【水】

避難所の受水槽の水の使用を想定

#### 札幌市第4次地震被害想定での想定結果より (令和3年8月公表)

#### 【食糧】

1～3日目：不足なしと想定  
4日目～1週間後の不足：827,874食

#### 【水】

不足なしと想定 (容器等なし)

## (4) 物資供給体制について

---

### 主な意見

- プッシュ型支援では大きな単位で物資が届く。場所や量の整理が必要
- 過去の災害では義援物資の対応で混乱した。被災地でできるのかも検討が必要
- 長いスパンでの議論が必要。3日目以降復旧の段階に進んだ時も視野に入れておかなければならない  
食品以外の重さや大きさのあるものの荷下ろしができるフォークリフトや台車の準備も含めてマニュアルに反映を

➤ マニュアルの検討で整理していく

## 令和5年度第1回 札幌市災害時物資供給検討会 議事要旨

### 1 日時

令和5年10月5日（木）10時00分～12時00分

### 2 会場

T K P札幌駅カンファレンスセンター3階ホールB

### 3 出席団体

#### 【学識経験者】

国立研究開発法人 防災科学技術研究所

#### 【小売】

イオン北海道株式会社／N P O法人コメリ災害対策センター／株式会社サッポロドラッグストア／株式会社セコマ／株式会社セブン-イレブン・ジャパン／株式会社ラルズ／株式会社ローソン

#### 【輸送】

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク／佐川急便株式会社／一般社団法人札幌地区トラック協会／日本通運株式会社／北海道福山通運株式会社／ヤマト運輸株式会社

#### 【倉庫】

札幌倉庫協会

#### 【行政機関】

北海道運輸局／北海道開発局／北海道／札幌市

### 4 会議の概要

#### (1) 会議の公開・非公開について

出席者に率直な意見交換を行っていただくため非公開とするが、議事(1)検討会の目的についての事務局説明までは公開とする。

また、会議結果の概要を札幌市ホームページにて公開する。

#### (2) 委員長選任

国立研究開発法人防災科学技術研究所 宇田川委員を委員長として選任。

#### (3) 議事

ア 検討会の目的

イ 物資供給の現状と課題

ウ 今後の予定



## 5 主な意見

### 【倉庫に関すること】

- ・条件例に浸水想定区域でも多層階倉庫であればよいとあるが、水が引かず倉庫に行けない場合もある。国や道が設定しているものにならない、新たな条件例を足していくことが必要。
- ・在庫管理をどこまでやるのか、単位はどうするのか整理が必要。
- ・現在の倉庫は物置の状態。民間のレンタル倉庫を活用するなど、喫緊の課題としてすぐに整理した方がよい。
- ・倉庫は市外でも構わないのか。札幌市が被災地となった場合、市内にある倉庫からは物資が届けられないのではないかな。
- ・保管の面では、ロジスティクスに詳しい人をコントローラーとして札幌市に登録するなどすれば、また違った形の中で進められるのではないかな。

### 【輸送に関すること】

- ・民間事業者は自社のリソース、社員の状況確認、保有施設・設備の被害状況の確認が最優先。車を走らせる条件が整っていないこともあるので、最初の24時間は自衛隊に協力してもらうのが良いのではないかな。
- ・トラック協会に所属している中小企業は対応が難しい可能性がある。
- ・北海道胆振東部地震の際に、どういうものをどういうトラックで、どこまで運ぶという情報がなかなか入らず、混乱したことがあった。
- ・緊急通行車両等の登録の制度についても考えてほしい。課題としては、緊急通行車両等もあまり台数を多く許可すると、目的以外の形で標章が使われる場合がある。どこまでオープンにするのか明確にした方がよい。

### 【小売に関すること】

#### 〔優先事項について〕

- ・小売事業者は地域の安全安心のために店を開けることが最優先。
- ・一番大切なのは店舗に商品を供給して、近隣の方々を支援すること。
- ・小売事業者は住民の必要なものを必要なだけ提供したいということもあるので、営業との兼ね合いを十分考えていただきたい。
- ・小売の使命として、災害時の店舗の早い営業再開は、社会的インフラとして大きな使命であると認識している。たとえ完全な形での営業再開とならなくても、店先での仮設テントでも一刻も早い営業の再開を小売りとしては目指している。

#### 〔情報について〕

- ・被災地が札幌市だけではなく札幌市外にも被害が広がっている場合に、物資供給の

要請が、札幌市から直接来るのか北海道から来るのか、どのような形で来るのか、受け手としてわかりづらい部分がある。マニュアルでは民間事業者への依頼の仕方や対応が明確になっているとわかりやすい。

- ・札幌市が被災したときに指示のもとがどこなのか、明確にしていきたい。
- ・北海道胆振東部地震の際には、避難所にどのようなものが置いてあるのかの質問が店舗に多く来た。いち早く店に情報が伝わる仕組みも作ってほしい。
- ・札幌市の物資に関する情報収集はどのような体制か。各社に同等のものを同時発注すると在庫が発生し、無駄なものが発生することが考えられる。必要量を把握したうえで、必要数量を事業者へ依頼するという流れの整理が必要。
- ・札幌市が各社に一斉依頼をかけると、事業者は商品の調達に動くが、調達後不要となると取引先にも迷惑がかかる。
- ・災害時は通信がつかないことがある。これまではファクスのやり取りが多かった。いろいろな通信手段を見直した方がよい。メールやウェブ会議もできるのでいろいろな手段を設定した方がよい。

#### [物資について]

- ・物流センターに在庫は基本的にないと考えていきたい。
- ・何の物資が食糧として必要で、市が備蓄で準備しているものがどのくらいあり、足りないもので民間事業者からの供給が必要なのはどれくらいなのか。
- ・避難所への直接配送について、緊急通行車両のように物理的にできる、できないなど、条件が整わないとできない等あるので、実現に向けて条件を整える必要がある。
- ・物資はいつまでに用意するものなのか。一番重要なのは店が開いていて地域の方が買い物できること。店の在庫を避難所に運搬することは想定しづらく、道外から持ってくる、または札幌市外の道内から持ってくるができるかがポイントとなる。どれくらいまでの期間に必要な量を想定すればよいのか。

#### 【物資供給体制に関すること】

- ・国のプッシュ型支援では大きな単位で物資が届く。どこの避難所で誰がどのくらいの量を必要としているのかの整理が必要。
- ・過去の災害では義援物資の対応に混乱した。受入、仕分け、出荷ができなければ、無駄になってしまう。被災地で本当にできるのか、というところも検討が必要。
- ・長いスパンでの議論が必要。発災から三日目以降、ボランティアが入り復旧の段階に進んだ時のフェーズについても、視野に入れておかなければならない。非食品など資機材は重いものや大きいもの、かさばるものが多く、そういったものの荷下ろしができるフォークリフトや台車などの準備も含めてマニュアルなどに反映いただきたい。

### 【会議運営】

- 自衛隊の方が参加していた方がよいのではないか。
- 緊急通行車両等の登録の関係から警察の人も会議に参加した方がよいのではないか。
- 警察や消防の方もいるともっと建設的に互いに勉強になるのではないか。
- 体制構築とスキル不足の課題があるということで課題解決に向けて協力できると思うが、当時もう少し詳細な課題、状況、画像や映像など提供できる範囲で提供いただきたい。

令和5年8月

# 改正災対法施行令等施行後の運用



2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができますようになります。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたましたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する**指定行政機関等の車両**については、**災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認**を受け、**標章と緊急通行車両確認証明書**の交付を受けることができますようになります。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。



※指定行政機関等とは、災対法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指しています。  
 ※公安委員会とは、都道府県公安委員会を指しています。

## 災害発生前に確認を受けるには？

当該車両の**使用の本拠の位置を管轄する公安委員会**（警察本部、警察署）や知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行ってください。

- ※ 警察本部や知事部局では直接受付を行っていない地域がありますので、事前にご確認ください。
- ※ 原則として、同一の車両に対して複数の標章は交付しません。



## 必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- **緊急通行車両確認申出書**（災対法施行規則別記様式第3）
- 添付書類
  - ① **自動車検査証**又は**軽自動車届出済証**の写し
  - ② **災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類**（例 防災業務計画(抜粋可)、契約書の写し、証明書類等）
  - ③ **指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類**（例 車両リスト、証明書類等）
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。

別記様式第3（第6条関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者		住所 氏名
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	( ) 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 緊急通行車両確認申出書の「申出者」は誰になるの？

申出者になれるのは、**指定行政機関等の長**や、**指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者**又は**管理責任者**とするほか、**契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者**又は**管理責任者**となります。

## 添付書類は内容を兼ねるものは、一本化してもいいの？

- 例えば、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は、車検査証の写しの添付をもって、上記③の書類が添付されているものとします。
- その他、下記のような内容の書類であれば、上記②、③の内容を兼ねた書類として取り扱います。
- いずれにしても**公安委員会等による個別の判断が必要**となりますので、申出の際、公安委員会等（警察署交通課等）にご相談ください。

### 【②と③を兼ねた証明書類の例】

〇〇県公安委員会 殿 令和〇年〇月〇日

株式会社△△△△（指定公共機関）は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれら物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務委託基本契約によって業務委託していることを証明します。

東京都●●区●●1番10号  
株式会社△△△△  
代表取締役 ●●●

記

NO	番号欄に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約の期間
1	品川800あ1234	東京都●●区▲▲ ■-■-■	×××有限公司	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
2				
3				

## 「緊急通行車両等事前届出済証」を持っているがどうなるの？

すでに発出している**緊急通行車両等事前届出済証は2023年9月1日以降も有効**で、同届出済証をお持ちの方は、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受けられる場合は、申出書の添付書類を**緊急通行車両等事前届出済証の提示で足り**るとする場合があります。

なお、2023年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しません。

<p>別記様式第1 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会 年 月 日 届出住所(電話番号) 氏名</p> <p>番号欄に表示されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</p> <p>使用者 住所 ( ) 局番 氏名</p> <p>出発地</p> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を輸送を行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の設置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p>	<p>別記様式第1 緊急通行車両等事前届出済証 公安委員会 年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>(注) 1. 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、交通規制が行われる場合には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所定の手續を怠ってください。 2. 届出内容に変更が生じた場合は、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3. 本証を破損するときは、お届出済証を破損してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃棄されたとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
--	--

## 災害発生前の確認申出はオンラインできるの？

当面は窓口のみの取扱いとなります。

現在、警察庁ホームページに設置されている警察行政手続サイトを通じてオンライン申請が行えるよう準備を進めています。

## 他の法律に基づく緊急通行（輸送）車両も同じ？

大震法、原災法、国民保護法に基づく**緊急通行(輸送)車両**も、災対法に基づくものと同様に、緊急交通路を指定する原因となる**事象の発生前に**、確認の申出を行い、**標章等の交付を受けることができる**ようになります。

## 標章等の有効期限は？

標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日から**5年後の日**となります。

指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が5年より短い場合は、契約等の終了日までとなります。

## 規制除外車両はどうなるの？

緊急通行車両の対象とならない車両で大規模災害時に優先すべきものとして公安委員会が緊急交通路の通行を認めている「**規制除外車両**」については、その**運用に変更はありません**。ただし、規制除外車両確認申出書、規制除外車両事前届出書等の様式が一部変更となりますのでご注意ください。

具体的な手続のご相談等は、各都道府県警察又は警察署までお問い合わせください。



応急救援備蓄物資配置数(指定避難所(基幹)1か所あたり)

令和5年9月1日時点

区	アルファ化米		ビスケット		お粥		おでん缶		ゼリー飲料		毛布	寝袋	灯油ストーブ	ポリタンク	ポンプ	簡易便座セット	排便収納袋(抗菌)	排便収納袋セット	便凝固剤	大人用紙オムツ(M-L)	大人用紙オムツ(L-LL)	乳児用紙オムツM	生理用品	身障者用簡易トイレ	カセットコンロ	カセットガスボンベ
	50食/箱(食)	30(箱)	60食/箱(食)	8(箱)	50食/箱(食)	10(箱)	24食/箱(食)	10(箱)	80食/箱(食)	3(箱)																
中央区	1,500	30	480	8	500	10	240	10	240	3	290	290	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150	身障者用トイレ未整備の場合、1基配置	3	15
北区	900	18	300	5	300	6	144	6	160	2	420	420	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
東区	1,650	33	540	9	550	11	264	11	240	3	440	440	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
白石区	1,350	27	480	8	450	9	240	10	240	3	350	350	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
厚別区	600	12	240	4	200	4	96	4	80	1	210	210	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
豊平区	750	15	240	4	250	5	120	5	80	1	330	330	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
清田区	450	9	120	2	150	3	72	3	80	1	210	210	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
南区	150	3	60	1	50	1	24	1	80	1	170	170	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
西区	450	9	180	3	150	3	72	3	80	1	300	300	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15
手稲区	150	3	60	1	50	1	24	1	80	1	190	190	6	1	1	20	200	1,000	1,000	22	40	64	150		3	15

区	LPGコンロ	手廻ランソライト	LEDランタン	LED投光器	発電機	ホワイトボードロール	パーティション(屋根無し)	パーティション(屋根有り)	段ボールベッド	哺乳瓶	マスク	N95マスク	使い捨て手袋	非接触型体温計	消毒液(アルコール)	消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)	消毒液(界面活性剤)	ハンドソープ	ボトル	フロアワイパー	歯ブラシ	ペーパータオル	タオル	ごみ袋	フェイスシールド	アイソレーションガウン	レインコート
	(基)	(個)	(個)	(台)	(台)	(個)	(張)	(張)	(台)	(本)	(枚)	(枚)	(枚)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(枚)	(枚)	(枚)	(枚)	(着)	(着)
中央区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	700	10	400	2	7	1	1	6	1	4	500	800	5	200	10	10	25
北区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	950	10	400	2	7	1	1	6	1	4	300	800	5	200	10	10	25
東区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	1,050	10	400	2	7	1	1	6	1	4	560	800	5	200	10	10	25
白石区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	850	10	400	2	7	1	1	6	1	4	460	800	5	200	10	10	25
厚別区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	500	10	400	2	7	1	1	6	1	4	210	800	5	200	10	10	25
豊平区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	800	10	400	2	7	1	1	6	1	4	250	800	5	200	10	10	25
清田区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	500	10	400	2	7	1	1	6	1	4	150	800	5	200	10	10	25
南区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	400	10	400	2	7	1	1	6	1	4	60	800	5	200	10	10	25
西区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	650	10	400	2	7	1	1	6	1	4	160	800	5	200	10	10	25
手稲区	1	10	20	3	1	1	8	2	5	5	400	10	200	2	7	1	1	6	1	4	20	800	5	200	10	10	25

※備蓄庫のスペースの都合等から、一部の基幹避難所については、物資の品目や数量が増減している場合があります。